

オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和 3 年 10 月 22 日）

府省名	厚生労働省
対象事業名	食品衛生営業許可申請等

1. 対象手続一覧

手続 I D	手続名	手続類型	手続主体	手続の 受け手	総手続件数 (令和 2 年度)	オンライン 手続件数 (令和 2 年度)	オンライン 利用率 (令和 2 年度)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
46818	営業許可の申請	申請等	民間事業者等	地方等	約 50 万件	0	0	20%	令和 6 年度 まで
—	営業の届出	申請等	民間事業者等	地方等	—	0	0	—	—
—	食品リコール情報の届出	申請等	民間事業者等	地方等	—	0	0	—	—
—	届出があった食品リコール情報の報告	申請等	地方等	国	—	0	0	—	—
47105	相続による営業許可の承継の届出	申請等	民間事業者等	地方等	—	0	0	—	—

46878	合併による営業許可の承継の届出	申請等	民間事業者等	地方等	-	0	0	-	-
47205	分割による営業許可の承継の届出	申請等	民間事業者等	地方等	-	0	0	-	-
46816	申請内容に変更があったときの許可営業者の届出	申請等	民間事業者等	地方等	-	0	0	-	-
-	営業を廃業したときの届出	申請等	民間事業者等	地方等	-	0	0	-	-

※オンライン利用率目標・取組期間の設定は事業内の主要手続のみとする。

2. 対象事業の概要

別紙のとおり

3. 対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
法施行時期			R2.6～ 改正食品衛生法 第2次施行	R3.6～ 改正食品衛生法 第3次施行		
食品衛生申請等システム	新規構築	開発				
	運用保守等		サービス提供			
	機能追加改修		機能追加改修			

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

<4-1>

<p>手続名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業の許可申請 ・ 営業の届出 ・ 食品リコール情報の届出 																													
<p>各手続の概要</p>	<p>【概要】</p> <table border="1" data-bbox="427 647 1462 1209"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 647 777 751">手続名</th> <th data-bbox="777 647 1122 751">根拠法令</th> <th data-bbox="1122 647 1234 751">手続 類型</th> <th data-bbox="1234 647 1346 751">手続 主体</th> <th data-bbox="1346 647 1462 751">手続の 受け手</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 751 777 898">営業許可の申請</td> <td data-bbox="777 751 1122 898">食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条第 1 項</td> <td data-bbox="1122 751 1234 898">申請等</td> <td data-bbox="1234 751 1346 898">民間事業者等</td> <td data-bbox="1346 751 1462 898">地方等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 898 777 1002">営業の届出</td> <td data-bbox="777 898 1122 1002">同法第 57 条第 1 項</td> <td data-bbox="1122 898 1234 1002">申請等</td> <td data-bbox="1234 898 1346 1002">民間事業者等</td> <td data-bbox="1346 898 1462 1002">地方等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1002 777 1106">食品等リコール情報の届出</td> <td data-bbox="777 1002 1122 1106">同法第 58 条第 1 項</td> <td data-bbox="1122 1002 1234 1106">申請等</td> <td data-bbox="1234 1002 1346 1106">民間事業者等</td> <td data-bbox="1346 1002 1462 1106">地方等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1106 777 1209">届出があった食品等リコール情報の報告</td> <td data-bbox="777 1106 1122 1209">同法第 58 条第 2 項</td> <td data-bbox="1122 1106 1234 1209">申請等</td> <td data-bbox="1234 1106 1346 1209">地方等</td> <td data-bbox="1346 1106 1462 1209">国</td> </tr> </tbody> </table> <p>【営業許可・届出業務】</p> <p>○ 食品等事業者が営業を行う場合、食品衛生法に基づき営業許可申請・届出が必要となる。これまでは、各自治体の保健所の窓口において手続が行われていたが、当該システムを通じ行うことにより、食品等事業者の行政手続きコストの削減を図</p>					手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手	営業許可の申請	食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条第 1 項	申請等	民間事業者等	地方等	営業の届出	同法第 57 条第 1 項	申請等	民間事業者等	地方等	食品等リコール情報の届出	同法第 58 条第 1 項	申請等	民間事業者等	地方等	届出があった食品等リコール情報の報告	同法第 58 条第 2 項	申請等	地方等	国
手続名	根拠法令	手続 類型	手続 主体	手続の 受け手																										
営業許可の申請	食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条第 1 項	申請等	民間事業者等	地方等																										
営業の届出	同法第 57 条第 1 項	申請等	民間事業者等	地方等																										
食品等リコール情報の届出	同法第 58 条第 1 項	申請等	民間事業者等	地方等																										
届出があった食品等リコール情報の報告	同法第 58 条第 2 項	申請等	地方等	国																										

	<p>ることができる。</p> <p>【食品等リコール情報の届出業務】</p> <p>○ 食品等事業者が食品等のリコールを行う場合、食品衛生法に基づき届出が必要となる。届出された情報は、当該システムを通じ一般消費者にリコール情報を提供することとしている。</p>
	<p>【年間総手続件数（令和2年度）、オンライン利用率（令和2年度を含む過去5年間）】</p> <p>営業許可申請：約50万件／年</p> <p>オンライン率：0%</p>
<p>オンライン 利用率目標・ 取組期間と 設定の考 え 方 （主要な手 続について 目標設定）※</p>	<p>【目標】</p> <p>オンライン利用率20%（営業許可の申請）</p> <p>オンライン利用率＝（システム申請件数）／全申請件数</p> <p>【取組期間（達成期限）】</p> <p>令和6年度まで</p>

調査中の場合でも想定目標値を記載	【目標・期間設定の考え方】 食品衛生法の改正に伴い新たに許可業種となった業種については3年間の経過措置があること、また、他のオンラインシステム（e-tax）の利用率推移を参考に4年後に20%の利用率とする。
------------------	---

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク シヨンプラ ン①	課題	自治事務の手續に関する手数料を徴収する機能を、国が整備する個別システム毎に実装した場合、各自治体がそれぞれのシステムの仕様に合わせる必要があり、統一的ではない。そのため、デジタルガバメント実行計画の中で「地方公共団体の行政手續のオンライン化の推進」を担当する省庁（内閣官房、総務省、内閣府）が中心となり政府として手数料徴収に関する共通基盤を構築し仕様の統一を図ることが必要。
	中間 KPI	【目標・達成期限】 当省で構築するシステムでないため設定は困難
		【KPI の定義】 当省で構築するシステムでないため設定は困難
	アクション プラン a	【取組内容】 当省で構築するシステムでないため設定は困難
		【取組期限（期間）】 当省で構築するシステムでないため設定は困難
	アクション プラン b	【取組内容】
		【取組期限（期間）】
	アクション プラン c	【取組内容】
		【取組期限（期間）】

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン②	課題	事故発生による信頼低下を軽減するため、サービスの停止、復旧等に関する時間を短縮化する必要がある。
	中間 KPI	【目標】 12 時間以内に復旧可能とすることを極力考慮する。
		【KPI の定義】 障害発生時の復旧時間を測定
	アクション プラン a	【取組内容】 12 時間以内に復旧可能とすることを極力考慮する。
		【取組期限（期間）】 運用保守期間中
	アクション プラン b	【取組内容】
		【取組期限（期間）】
	アクション プラン c	【取組内容】
【取組期限（期間）】		

5. スコアカードの更新頻度と公表方法

(オンライン利用率目標を設定した主要手続について作成し、計画の進捗状況を視覚化。原則四半期ごとに更新・公表) 別添のとおり。

(※更新・公表については省内の方針に沿って対応。)

6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期 (少なくとも年に1回チェックを受け、チェックの概要等については公表する)

- ・本年度中に利用者からの主な問い合わせをホームページ等に公開予定。

7. 基本計画の見直し

- ・手数料徴収システムが整備された場合には基本計画の見直しを行う。